

(目的)

第1条 この規則は、特定空家等の除却を行う者に対し、当該除却に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、特定空家等の除却を促進し、もって特定空家等による影響から市民の生命、身体又は財産を保護すること及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等として市長が認めるものをいう。
- (2) 一戸建て等 市内に現に存する建築物であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるものであって、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるもの
 - イ アに掲げるものであって、店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ面積のおおむね2分の1を超えるもの
- (3) 施工業者 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた者をいう。

(補助の対象となる特定空家等)

第3条 特定空家等除却工事費補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる特定空家等(以下「補助対象空家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有するものであること。
 - (2) 一戸建て等に係るものであること。
 - (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (4) 法第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。
 - (5) 補助対象空家の所有者と当該補助対象空家の敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該敷地の所有者から当該補助対象空家を除却(当該補助対象空家に立木竹が含まれる場合にあっては、除却及び立木竹の伐採。第7条第7号において同じ。)することについての同意を得ていること。
 - (6) 補助対象空家を共有している場合にあっては、全ての共有者から当該補助対象空家を除却することについての同意を得ていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に除却する必要があると認める特定空家等を補助対象空家とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者(当該補助対象空家を共有している場合にあっては、全ての共有者から当該補助対象空家を除却することについての同意を得た者。ただし、前条第2項に該当する場合を除く。)
 - (2) 補助対象空家の所有者の相続人(共同相続の場合にあっては、全ての共同相続人から当該補助対象空家を除却することについての同意を得た者。ただし、前条第2項に該当する場合を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。
- (1) 市税の滞納がある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助の対象となる工事)

第5条 補助金の交付を受けることができる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施工業者によって補助対象空家が除却される工事であること。
- (2) 除却(補助対象空家に立木竹が含まれる場合であって、市長が必要と認めるときは、立木竹の伐採を含む。)の工事によって補助対象空家が特定空家等に該当しないと認められること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る工事請負契約の締結を行う前に、特定空家等除却工事費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、[第6号](#)に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 補助対象空家の位置図
 - (2) 補助対象空家の現況写真
 - (3) 補助対象空家の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)(当該補助対象空家が登記されていない場合にあっては、当該補助対象空家の所有者又はその相続人であることを証する書類)の写し
 - (4) 補助対象工事に係る見積書の写し
 - (5) 補助対象工事の範囲を明示したもの
 - (6) 市税の納付状況を確認できる書類
 - (7) [第3条第1項第5号](#)に掲げる場合にあっては、補助対象空家の敷地の所有者から当該補助対象空家を除却することについての同意を得たことを証する書類
 - (8) [第4条第1項第1号](#)又は[第2号](#)に掲げる場合にあっては、全ての共有者又は共同相続人から当該補助対象空家を除却することについての同意を得たことを証する書類
 - (9) [第4条第1項第2号](#)に掲げる場合にあっては、相続関係を証明できる書類の写し
 - (10) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、[前条本文](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、特定空家等除却工事費補助金交付決定・却下通知書([別記第2号様式](#))により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 [前条](#)の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに特定空家等除却工事費補助金変更申請書([別記第3号様式](#))に[第7条各号](#)に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第10条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、特定空家等除却工事費補助金変更決定・却下通知書([別記第4号様式](#))により交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに特定空家等除却中止届([別記第5号様式](#))により市長に届け出なければならない。

(実績の報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、特定空家等除却工事費補助金実績報告書([別記第6号様式](#))に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、[第5号](#)に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事が完了したことを証する写真
- (3) 補助対象工事に要する経費に係る領収書の写し
- (4) 除却に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
- (5) 施工業者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 [前項本文](#)の規定による報告は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。

(確定の通知)

第13条 市長は、[前条第1項本文](#)の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、特定空家等除却工事費補助金確定通知書([別記第7号様式](#))により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 [前条](#)の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、特定空家等除却工事費補助金交付請求書([別記第8号様式](#))により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、[前項](#)の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに通知するものとする。

3 [前各項](#)の規定は、[第13条](#)の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第16条 市長は、[前条第1項](#)の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)
第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。
別記
第1号様式

第 1 号様式

特定空家等除却工事費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

特定空家等除却工事費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	_____円 (B)
交付申請額 算出の基礎	補助対象経費の額 (見積額) _____円 (A) 補助金の額の算定 (A) × 1/2 = _____円 (B) (交付申請額は 1,000 円未満切捨て。ただし、50 万円を限度とする。)
特定空家等の 所 在 地	成田市
登記年月日	建築年月 年 月 日 登記 ※未登記の場合
申請者の区分	☐ 所有者 ☐ 相続人 〔共有者〕 又は 〔共同相続人〕 ※共有者 ※共同相続人 住所 氏 名 住所 氏 名 住所 氏 名 住所 氏 名 ※複数名いる場合は、全員記載すること。

特 定 空 家 等 の 概 要	用途	☐ 住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分の床面積 m ² ）		
	構造	造 一 部 造		
	階数	地 上 階 地 下 階		
		敷地面積	建築面積	延べ面積
		m ²	m ²	m ²
除 却 工 事 の 範 囲	☐ 住宅又は併用住宅（※必須） ☐ 附属建物（用途： ・延べ面積 m ² ） ☐ 外 構（門・塀・土留め ※該当するものに○） ☐ 立 木 竹 ☐ そ の 他 （ ）			
除却工事予定 年 月 日	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日			
施 工 業 者	氏 名 等（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
	住 所 等			
	電話番号			
（添付書類）※この欄は、記入しないでください。 ☐ 位 置 図 ☐ 現況の写真 ☐ 補助対象空家に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）（当該補助対象空家が登記されていない場合にあつては、当該補助対象空家の所有者又はその相続人であることを証する書類）の写し ☐ 補助対象工事に係る見積書の写し ☐ 補助対象工事の範囲を明示したもの ☐ 申請者の市税の納付状況を確認できる書類 ☐ 補助対象空家の所有者と当該補助対象空家の敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該敷地の所有者から当該補助対象空家を除却（当該補助対象空家に立木竹が含まれる場合にあっては、除却及び立木竹の伐採）することについての同意を得たことを証する書類 ☐ 共有者又は共同相続人がいる場合にあっては、申請者以外の全ての共有者又は共同相続人から補助対象空家を除却することについての同意を得たことを証する書類 ☐ 申請者が相続人である場合にあっては、相続関係を証明できる書類 ☐ その他市長が必要と認める書類				

成田市指令第 号

特定空家等除却工事費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日

成田市長 印

記

- 1 決定
補助金交付決定額 円
- 2 却下
理由

第 3 号様式

特定空家等除却工事費補助金変更申請書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった特定空家等
除却工事費補助金の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容		
□交付申請額	変更前	円
	変更後	円 (B)
	変更後の交付申請額算出の基礎 補助対象経費の額 (見積額) 円 (A)	
	補助金の額の算定 (A) × 1/2 = 円 (B) (交付申請額は 1,000 円未満切捨て。ただし、50 万円を 限度とする。)	
□その他	変更前	
	変更後	
2 変更の理由		
(添付書類) 変更に係る書類		

注 変更前後は、変更のある箇所のみ記入してください。

理由

第 5 号様式

特定空家等除却中止届

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所
届出者
氏 名

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった特定空家等
除却工事費補助金に係る除却を下記の理由により中止するので届け出ます。

記

中止の理由

第 6 号様式

特定空家等除却工事費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住所
報告者氏名

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった特定空家等
除却工事費補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 除却工事の期間
- | | | | |
|-------|---|---|---|
| 着手年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
- 3 添付書類
- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
 - (2) 補助対象工事が完了したことを証する写真
 - (3) 補助対象工事に要する経費に係る領収書の写し
 - (4) 除却に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
 - (5) 施工業者の要件を満たしていることを証する書類の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 7 号様式

成田市達第 号

住 所
氏 名

特定空家等除却工事費補助金確定通知書

年 月 日付け成田市指令第 号で決定した特定空家等除却
工事費補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

成田市長 国

記

補助金交付確定額 円

第 8 号様式

特定空家等除却工事費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所
請求者
氏 名

年 月 日付け成田市達第 号で確定のあった特定空家等除却工事費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 額		円
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
		本店・支店 支所
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	